

議案第46号

鹿児島県婦人保護施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する
条例制定の件

鹿児島県婦人保護施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和6年2月提出

鹿児島県知事 塩田康一

鹿児島県婦人保護施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例
鹿児島県婦人保護施設の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成24年鹿児島県条例第59号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

鹿児島県女性自立支援施設の設備及び運営に関する基準を定める条例

第1条中「婦人保護施設」を「女性自立支援施設」に改める。

第2条中「売春防止法（昭和31年法律第118号）」を「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律（令和4年法律第52号）」に改める。

第3条第1項中「婦人保護施設」を「女性自立支援施設」に、「社会福祉事業に関する熱意及び能力」を「女性の人権に関する高い識見と専門性」に改め、「社会において」の次に「入所者の置かれた状況に応じた」を加え、「処遇」を「支援」に改め、同条第2項中「婦人保護施設」を「女性自立支援施設」に改める。

第4条第1項及び第2項中「婦人保護施設」を「女性自立支援施設」に改める。

第5条第1項中「婦人保護施設」を「女性自立支援施設」に、「具体的計画を立てておかなければ」を「具体的計画（以下「非常災害計画」という。）を策定しなければ」に改め、同条第2項中「婦人保護施設は、前項の具体的計画」を「女性自立支援施設は、非常災害計画」に改め、同条第3項及び第4項中「婦人保護施設」を「女性自立支援施設」に改める。

第17条中「婦人保護施設は、婦人相談所」を「女性自立支援施設は、女性相談支援センター、女性相談支援員、困難な問題を抱える女性への支援に関する活動を行う民間の団体のほか」に、「事務所、警察」を「事務所、児童相談所、児童福祉施設、保健所、医療機関、職業紹介機関、職業訓練機関、教育機関、警察、日本司法支援センター、配偶者暴力相談支援センター」に改め、「公共職業安定所、職業訓練施設」及び「婦人相談員」を削り、同条を第19条とする。

第16条を削る。

第15条中「婦人保護施設は、当該婦人保護施設」を「女性自立支援施設は、当該女性自立支援施設」に、「婦人保護施設の設備及び運営に関する基準（平成14年厚生労働省令第49号）第14条の2」を「女性自立支援施設の設備及び運営に関する基準（令和5年厚生労働省令第36号）第18条」に改め、同条を第18条とする。

第14条第1項から第3項までの規定中「婦人保護施設」を「女性自立支援施設」に改め、同条第4項中「婦人保護施設」を「女性自立支援施設」に、「必要な措置を講ずるよう努めなけ

れば」を「，職員に対し，感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修並びに感染症の予防及びまん延の防止のための訓練を定期的実施しなければ」に改め，同条を第17条とし，同条の前に次の1条を加える。

(業務継続計画の策定等)

第16条 女性自立支援施設は，感染症や非常災害の発生時において，入所者に対する支援の提供を継続的に実施するための，及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し，当該業務継続計画に従い必要な措置を講じなければならない。

2 女性自立支援施設は，職員に対し，業務継続計画について周知するとともに，必要な研修及び訓練を定期的実施しなければならない。

3 女性自立支援施設は，定期的に業務継続計画の見直しを行い，必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

4 業務継続計画は，非常災害計画及び安全計画と一体のものとして策定することができる。

第13条の見出しを「（食事の提供）」に改め，同条第1項中「給食」を「食事」に改め，同条第3項を削り，同条を第15条とする。

第12条を第14条とし，同条を次のように改める。

(自立支援等)

第14条 女性自立支援施設は，入所者の意向及び私生活を十分に尊重して，入所者の心身の健康回復及び生活（就労及び就学を含む。）に関する支援等を行わなければならない。

2 女性自立支援施設は，入所者の個の尊厳を保ち，心身の状況，本人の意思，希望及び自立に向けた意向を十分に踏まえた上で，施設における基本的な共同生活の考え方を示さなければならない。

3 女性自立支援施設は，入所者の自立支援を行うため，入所者の意向を踏まえ，各入所者ごとに個別支援計画を作成しなければならない。

第11条を第13条とし，同条を次のように改める。

(居室の入所定員)

第13条 一の居室の定員は，原則1人とする。

2 女性自立支援施設の入所の対象となる者が監護すべき児童を同伴する場合等，入所者の自立支援を行うために必要と認められる場合は，前項の規定にかかわらず，一の居室の定員を2人以上とすることができる。

第10条第1項中「婦人保護施設」を「女性自立支援施設」に，「でなければ」を「としなければならない」に改め，同条第2項中「，婦人保護施設の建物について」を削り，「平家建て」の次に「の女性自立支援施設」を加え，「，当該建物は」を削り，「であることを」を「とすることを」に改め，同条第3項中「婦人保護施設」を「女性自立支援施設」に改め，同条第4項第1号ア中「4.95平方メートル」を「9.9平方メートル」に改め，同号イ中「共同」を削り，同項第4号中「講じなければならない」を「講じる」に改め，同条第5項中「婦人保護施設」を

「女性自立支援施設」に改め、同条を第11条とし、同条の次に次の1条を加える。

(秘密保持等)

第12条 女性自立支援施設の職員は、正当な理由がなく、その業務上知り得た入所者又はその家族の秘密を漏らしてはならない。

2 女性自立支援施設は、職員であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た入所者又はその家族の秘密を漏らすことがないように、必要な措置を講じなければならない。

第9条中「運営する能力と熱意」を「運営するに当たって女性の人権に関する高い識見と専門性」に改め、同条第1号中「更生保護事業」を「困難な問題を抱える女性への支援に関する活動」に改め、同条を第10条とする。

第8条の見出しを「(職員配置の基準)」に改め、同条第1項を次のように改める。

女性自立支援施設に置くべき職員及びその員数は、次のとおりとする。ただし、調理業務の全部を委託する施設にあつては、第3号の職員を置かないことができる。

- (1) 施設長 1
- (2) 入所者の自立支援を行う職員 2以上
- (3) 栄養士又は調理員 1以上
- (4) 看護師又は心理療法担当職員 1以上
- (5) 事務員 1以上
- (6) 女性自立支援施設のその他の業務を行うために必要な職員 当該女性自立支援施設の実情に応じた適當数

第8条第2項中「婦人保護施設」を「女性自立支援施設」に、「入所者等の処遇」を「入所者の支援」に改め、同条第3項及び第4項中「婦人保護施設」を「女性自立支援施設」に改め、同条を第9条とする。

第7条中「婦人保護施設」を「女性自立支援施設」に、「処遇」を「支援」に、「整備しておかなければ」を「整備しなければ」に改め、同条を第8条とする。

第6条第1項中「婦人保護施設」を「女性自立支援施設」に、「処遇」を「支援」に、「を設置する等」を「の設置その他の」に改め、同条第2項中「婦人保護施設」を「女性自立支援施設」に、「処遇」を「支援」に、「婦人相談所」を「知事」に改め、同条第3項中「婦人保護施設」を「女性自立支援施設」に改め、同条を第7条とする。

第5条の次に次の1条を加える。

(安全計画の策定等)

第6条 女性自立支援施設は、入所者の安全の確保を図るため、当該女性自立支援施設の設備の安全点検、職員等に対する施設外での活動、取組等を含めた女性自立支援施設での生活その他の日常生活における安全に関する指導、職員等の研修及び訓練その他女性自立支援施設における安全に関する事項についての計画(以下「安全計画」という。)を策定し、当該安全計画に従い必要な措置を講じなければならない。

2 女性自立支援施設は、職員に対し、安全計画について周知するとともに、前項の研修及び

訓練を定期的実施しなければならない。

3 女性自立支援施設は、定期的に安全計画の見直しを行い、必要に応じて安全計画の変更を行うものとする。

本則に次の1条を加える。

(電磁的記録)

第20条 女性自立支援施設は、作成、保存その他これらに類するもののうち、この条例において書面(書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下同じ。)で行うことが規定されている又は想定されるものについては、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。)により行うことができる。

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

(提案理由)

社会福祉法第65条第2項の厚生労働省令で定める基準の変更に伴い、婦人保護施設の名称等を変更するため、所要の改正をしようとするものである。